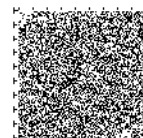


平成30年11月8日

平成30年度第2回

世田谷区障害者施策推進協議会



午後7時開会

障害施策推進課長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、平成30年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

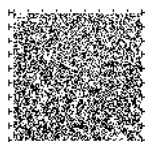
本日はお忙しい中、本協議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。司会を務めます障害施策推進課長でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、障害福祉担当部長より御挨拶を申し上げます。

障害福祉担当部長 皆様、こんばんは。障害福祉担当部長でございます。本日もお忙しい中、当協議会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

私のほうからは、まず冒頭に、皆様におわびを1点申し上げさせていただきますと存じます。きょうも午前中に障害者団体の連絡協議会の場でも、総務部長からおわびを申し上げたんですが、既に報道等で御承知かと存じますが、世田谷区の区職員の障害者雇用率の算定で、誤りがございまして、本来ですと、この6月1日現在、毎年6月に国へ報告をするんですけども、職員の2.5%の方々が障害者ということになるんですが、それが実際の算定では1.89%と大変低い数字になったということで、総務部門が担当しておりますけれども、障害施策の推進に当たりまして、皆様に御協力をいただき、さらには障害者の就労ということでも御支援をいただいている中で、区自らがこういった結果を招いているということにつきまして、障害福祉担当部門といたしましても大変申しわけなく思っております。大変申しわけございませんでした。

今後、障害者の雇用ということで、今までは身体障害を中心に採用があったんですけども、知的障害、精神障害、障害の種別を問わずに採用計画を順次作りまして、採用の拡大ということ、それから私どもの障害福祉担当部でもチャレンジ雇用ということで、企業への就労ということを目指して、私どもの



職場での経験を積んでいただくような取り組みもごさいます。こちらにつきましても拡大を図りながら、この障害者雇用率の達成と、区がやはり区内の事業所の中では最大級の事業所でごさいますので、まず襟を正して、率先して障害者雇用に当たっていくということで、総務部門、それから私どもの障害福祉部門と連携して取り組んでいく予定をしておりますので、引き続き、皆様には御協力を、あるいは何かお気づきのことがあれば御指摘を頂戴していきたいというふうに考えております。

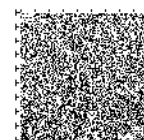
9月、10月と第3回の区議会、あるいは決算の特別委員会がございました。こちらのほうでも、この障害者の雇用率といいますより、障害者雇用をさらに拡大していくにはどうしたらいいかというようなことでの議論が大変多くございましたので、私どもも今後、頑張っていきたいというふうに考えております。

本日の協議会では、精神障害者施策の充実、あるいはそれに伴います相談支援の強化というようなことで御報告をさせていただきたいと思っております。また、このところ、喫緊の課題になっておりますけれども、医療的ケアの関係についても御報告をさせていただく予定にしておりますので、本日も限られた時間ではごさいますけれども、ぜひ皆様方からのそれぞれのお立場からの御発言、御指摘などを頂戴してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

障害施策推進課長 それではまず、この間、交代された委員の方を御紹介させていただきます。

～ 委員紹介 ～

本日は、委員26名のうち22名に御出席をいただいております。本協議会は、規定により2分の1以上が協議会成立の要件となっておりますので、まず本協

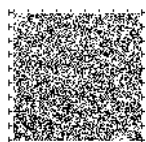


議会成立ということをお報告させていただきます。

なお、2名の委員からは御欠席の連絡をいただいております。

委員名簿と区の管理職の一覧については、名簿がございますので、後ほど御案内をさせていただきます。

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。不足等がございましたら、手を挙げてお知らせいただければ、係員が参ります。まず、事前にお送りした資料といたしまして、次第、その次に資料1として、精神障害者施策の充実について、資料2として、障害者等の相談支援体制の強化について、資料3として、世田谷区医療的ケア連絡協議会の設置について、資料4として、世田谷区における医療的ケアが必要なお子さん支援の取り組みでございます。次に、資料5として、梅ヶ丘拠点整備事業について、資料5-1-1として、区複合棟に整備する各施設の検討状況について、資料5-1-2として、民間施設棟整備の検討状況について、資料5-2として、梅ヶ丘拠点の愛称の決定についてでございます。資料5-3として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例でございます。資料5-4として、梅ヶ丘拠点整備事業に伴う新たな福祉人材育成・研修センターの事業実施に向けた基本方針の策定についてA3の概要版と冊子の資料でございます。大変資料が多くて申しわけありませんが、参考資料1として、梅ヶ丘拠点整備、総合福祉センター後利用に関連する公共施設相関図でございます。参考資料2として、A3の今後の梅ヶ丘拠点整備関連のスケジュールの資料がついております。最後に、参考資料3として、梅ヶ丘拠点施設機能の概要でございます。事前にお送りしたものの参考資料としまして、東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象拡大について、チラシとして、誰もがいつかは高齢者という世田谷区自立支援協議会シンポジウムと、世田谷区障害者施設アート展という色刷りのチラシがございます。大変多くて済みません。以上が事前にお送りした資料でございます。



本日机上に配付した資料といたしましては、まず、世田谷区障害者施策推進協議会の委員の名簿、世田谷区障害者施策推進協議会管理職一覧がございます。次に、放課後等デイサービスの報酬改定後の状況についてがございます。次に、第38回区民ふれあいフェスタのチラシがございます。次に、新規障害者施設のチラシとして、「コイノニアかみきた」と「にこにこみやさか」という2つの施設のチラシがございます。次は冊子になっておりますが、東京都障害者差別解消法ハンドブックという冊子がございます。最後に、平成30年度第2回の本協議会の御意見を本協議会終了後にもしいただく場合の用紙として1枚、A4のものをつけております。以上が本日机上に配付した資料でございます。

なお、委員の皆様のお手元にはノーマライゼーションプラン、あるいは障害者実態報告書等の資料を備えつけ資料として置いておりますので、必要に応じて御活用いただければと思います。

なお、最後に御案内しました御意見の用紙につきましては、本協議会終了後、1週間をめどにいただければ幸いです。

以上が配付資料の確認でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、以降の進行を部会長にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

部会長 皆さん、こんばんは。とっぷり暮れたという感じで、もう11月も半ばになろうとしていますので、遅い時間にありがとうございます。

きょうも大事な報告事項がたくさんございますので、早速議題に入っていきたいと思います。

報告の1番目として、精神障害者施策の充実についてということで準備をしていただいています。2番目の障害者等の相談支援体制の強化について、関連していますので、この2つについて担当課からの報告をいただきたいと思いま



す。説明の後、皆様からの御質問、御意見等をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、御報告を事務局、お願いいたします。

健康推進課長 では、私からは資料1、精神障害者施策の充実について御報告いたします。資料1を御用意願います。

まず、1の主旨ですが、梅ヶ丘拠点の区複合棟に移転する世田谷区立保健センターにおきましては、区の拠点機能の1つとして、こころの健康相談等の機能を拡充することとしております。そのため、機能との具体化等に向け、昨年6月に学識経験者や医療関係者等で構成するこころの相談機能等の強化検討専門部会を設置し、課題の整理などを進めてまいりました。一方、国は、入院した精神障害者が退院後に医療や福祉等の包括的な支援を受けられるように、地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインを示し、自治体にその対応を求めております。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の実施主体を平成30年度から特別区にも拡大いたしました。専門部会では、こうした国の動向等も踏まえ、今後の精神障害者施策の取り組みの方向性を中間まとめとして取りまとめました。また、区におきましては、この専門部会での検討を踏まえ、精神障害者施策の充実に向け、順次その具体化を進めてまいりますことから、本日、あわせて御報告させていただきます。

続いて、2の専門部会の検討内容ですが、区が実施すべきこころの健康づくりの取り組みの方向性として、(1)相談機能等の強化・拡充等、(2)精神障害者の退院後支援等、(3)精神障害者や精神疾患患者等の理解、差別・偏見の解消の3点に整理いたしました。詳細内容につきましては、別紙1にまとめてございます。後ほど御確認いただければと思います。

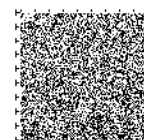
続きまして、3、今後の取り組みについてですが、全体のイメージ図をもっ



て御説明させていただきます。大変お手数でございますが、末尾の別紙3、A3横の資料をごらんください。その図にお示ししていますように、これまで支援を必要とする精神障害者等とその家族へは、福祉の相談窓口を初め、地域の総合福祉センター、地域障害者相談支援センターやその他さまざまな社会資源等が相談を受け、また、包括的な支援を行っております。さらに、区は、精神障害者施策のより一層の充実に向け、冒頭にも御説明いたしましたが、国の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業につきまして、本年、平成30年度から推進してまいります。

その資料の一番下の三角形の図をごらんください。国は、各自治体が当該事業を推進するため取り組む10事業を示しており、区は其中で、その三角形の図の記載の保健・医療・福祉による協議の場の設置、アウトリーチ事業、措置患者退院後の医療等に係る事業及びその他の区の任意事業といたしまして、障害者等の相談支援体制の強化と平日夜間、休日等の電話相談につきまして、優先的に取り組む事業として、順次、今後取り組んでまいります。その中でも、まず、保健・医療・福祉による協議の場の設置が必須要件となっておりますので、今年度中の設置に向け、現在準備を進めているところでございます。

次に、アウトリーチ事業、措置患者退院後の医療等に係る事業について御説明します。三角形の上の左側の四角の図、世田谷保健所、その【新規】多職種チームによる訪問支援事業をごらんください。この当該事業といたしましては、平成31年度、2019年に世田谷保健所に保健師及び精神保健福祉士や専門医師等で構成する多職種チームの設置に向け、準備を進めてまいります。この多職種チームは、総合支所保健福祉センターの地区担当保健師等と連携を図り、支援等が必要な未治療、治療中断の精神障害者の訪問支援や医療福祉サービスの利用者支援を担います。また、精神保健法の改正等を想定して退院後、支援計画の作成及び退院後支援の調整等にも取り組む予定でございます。



続いて、その他の区の任意事業のまず1つとして、平日夜間、休日等の電話相談ができる体制整備に取り組みます。次には、三角形の右側のほう、区立保健センターの楕円形の図をごらんください。精神障害者等の方々は、日常生活の昼夜逆転や突発的に不安等を感じる方も多いものと聞いております。そのため、平成32年度、2022年に梅ヶ丘拠点複合棟に開設する新たな世田谷区立保健センターにおけるこころの相談機能の整備として、区が閉庁する平日夜間、休日に相談できる電話相談窓口の整備に向け、取り組んでまいります。

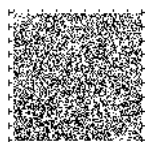
その他の区の任意事業のもう1つの事業、障害者の相談支援体制の強化につきましては、資料中の中段右側の地域障害者相談支援センターにおきまして、来年度、各センターに精神保健福祉士を配置するための準備等を今年度から開始いたします。この点につきましては、私の報告に引き続き、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

このように、今後、区は精神障害者施策のより一層の充実に向け、精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の展開を通じ、順次取り組んでまいります。

なお、先ほど申し上げました国が示す10事業全体の区の対応等につきましては、別紙2としてまとめております。こちら後ほど御確認いただければと存じます。

お手数ですが、本文1ページ目にお戻りください。ただいま御説明した内容につきましては、本文の3、今後の取り組みについての(1)から2ページ目の(4)までに詳しく記載してございます。こちらのほうも改めて御確認いただければと存じます。

続いて、(5)その他をごらんください。記載のとおり、今後、区はこの精神障害者施策のより一層の充実を進めていくに当たり、総合支所保健福祉センターと世田谷保健所がより一層連携を図っていくこと、また、区の各組織の役割



分担の明確化や組織体制の強化などを図ってまいります。

お手数ですが、3ページ、最終ページをごらんください。4の主なスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。なお、精神障害者の状況、精神疾患者の状況の経年変化を参考として、この本文末尾に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

障害施策推進課長 それでは、障害者等の相談支援体制の強化について御説明をいたします。資料1の一番最後についております別紙3をごらんいただけますでしょうか。別紙3の地域包括ケアシステム推進に向けた精神障害者を支える相談支援のイメージ図で、私から御説明いたしますのは、この中の右の真ん中あたりの区内5カ所の地域障害者相談支援センターで、右下の基幹相談支援センター、これは区内1カ所、この総合福祉センターが基幹相談支援センターの役割を現在担っております。真ん中ほどにあります福祉の相談窓口は、区内の27カ所にございまして、高齢、障害関係なく、幅広い相談を受けております。

それでは、資料2に基づいて御説明をさせていただきます。

1の主旨でございますが、区では、平成28年7月から27地区に福祉の相談窓口を開設し、高齢者に限らず、障害者などの相談にも対応する地域包括ケアシステムの地区展開を進めてまいりました。また、平成25年度に各地域に設置をした5カ所の地域障害者相談支援センターでは、障害に係る多様な相談に対応するとともに、27カ所の福祉の相談窓口のバックアップ機能を担っており、区内5カ所の総合支所保健福祉課、健康づくり課との連携のもとで、障害者等の相談に対応してまいりました。しかしながら、地域障害者相談支援センターでは、年間延べ1万9000件を超える相談やその中では7割を超える精神障害・こころの相談への対応が大変困難になってきております。このような状況から、



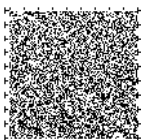
今年度実施する地域障害者相談支援センターの次期委託事業者選定に合わせまして、地域障害者相談支援センターと基幹相談支援センターの機能の整理も行いまして、障害者の相談支援体制の強化、主には人の体制の強化を進めてまいります。

中ほどの現状についてでございます。(1)の地域障害者相談支援センターの主な機能は、障害種別を問わず相談に応じ、必要な情報提供、助言などを行うということで、現在は、1カ所、常勤に換算すると3.5人の体制で行っております。また、(2)の基幹相談支援センターの主な機能は、相談支援の中核的な役割を担い、区内の相談支援事業所の人材育成、あるいは自立支援協議会の事務局というものを担っております。平成31年度、来年度からは梅ヶ丘拠点の民間施設棟の運営事業者が事務局機能を担ってまいります。

2の障害に係る相談支援体制の主な課題でございますが、先ほど申し上げましたように、(1)では、相談支援件数がかかりふえているという状況がございます。また、27カ所の福祉の相談窓口、あんしんすこやかセンター等との開設曜日に違いがあること、あるいは名前が地域障害者相談支援センターでよいのかと、あるいは場所として必ずしも便利であるところではないという課題がございます。

裏面、2ページをごらんください。(2)の基幹相談支援センターの課題としては、現在は発達障害や高次脳機能障害、あるいは医療的ケア児等、多様化する障害への対応ということへの課題がございます。また、サービスを利用する場合のサービス等利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保、育成というのが急務でございます。

このような状況を踏まえまして、4の体制強化の具体的な内容でございます。まず、(1)の地域障害者相談支援センターでは、と のところに書いてございますが、相談、あるいは事務局機能の強化として、現状の3.5人を5.5人



に人を強化してまいります。また、これまでは必ずしも精神保健福祉士の配置を必須とはしておりませんでした。精神関係の相談が多いという状況を踏まえ、精神保健福祉士を1名は必ず配置というような条件にしてまいります。また、 のところでございますが、開設日時等については、あんしんすこやかセンターとの連携強化の関係から、あんしんすこやかセンターと同じ開設曜日、開設時間というものにしてまいります。また、利便性向上のために利用しやすい場所の御提案を事業者からいただこうと考えております。名称については、なかなか難しいところがございますが、地域障害者相談支援センターという名称についても、場合によっては名称を変更というものも考えてまいります。

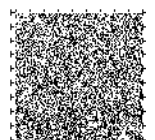
(2)の基幹相談支援センターの具体的な取り組みといたしましては、 の相談支援アドバイザー制度の導入、あるいは3ページ目にあります の育成研修の充実ということで、相談支援アドバイザーについては、さまざまな障害種別に対応するために、全ての障害についてわかる職員の配置というものがなかなか難しいものですから、例えば精神でありますとか、医療的ケアでありますとか、そういう専門的な知識のある方を必要に応じてアドバイザーということで活用を考えてまいります。

また、3ページの育成研修につきましては、引き続き、相談支援専門員に係る研修、あるいはこれは介護保険のケアマネジャーを対象にした障害福祉制度の研修等、障害者の専門の相談員への育成というものも行ってまいります。

5の委託期間は、従来は3年でしたが、専門職員を確保することから、5年という期間にしてまいります。

今後は、事業者選定を行い、来年4月から新たな人の体制による事業実施ということで進めてまいります。

最後に、4ページ目は冒頭で御説明しました相談件数の状況でございます。



1の年度別相談件数が、平成29年度は約2万件、2のあんしんすこやかセンターからの相談引継ぎの実人数としては、平成29年度216人というような状況でございます。

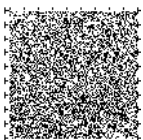
中段以降には、あんしんすこやかセンターから地域障害者相談支援センターの具体的な引継ぎ事例を3点ほどまとめておりますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

部会長 丁寧な御説明をありがとうございました。今、精神障害関連の施策の充実と関連して、相談体制の強化ということで御説明をいただきましたが、今の御説明に御質問、御意見がおありの委員の方、どうぞ。

委員 この会合で精神の相談について、これだけ大々的に取り上げていただいたということは、まずはお礼申し上げますが、逆にこれをやっている私、現場からすると、やはりかなりたくさんのお話を申し上げたいというのはございます。ちょっと長くなるかもしれませんが、1つ1つ箇条書き的にお話をいたします。

まずは、区の現状として、地域障害者相談支援センターが相談がパンクしているという御認識をいただけたと、これはそのとおりなのですが、それであれば、エリア自立支援協議会の事務局運営を新規に委託するというのは、逆に相談支援の強化、そこに人手がとられるわけだし、今度、土曜開所とかもあるわけだし、これでは、この人数の増では足りないんじゃないかと。もう決まったことなのでしようがないのですが、むしろ1つの案としては、基幹センターのほうに、例えば世田谷地域担当、北沢地域担当と、そういうふうに担当を置くことで、逆に基幹センターとその地域とのつながりの橋渡しができるんじゃないかと、そういうのも1つのアイデアとしては一応申し上げておきたいと思えます。

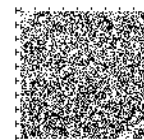


もう1つは、基幹相談支援センターの内容に関してなんですけれども、これではやっぱりちょっと内容としてもっとこんなことを基幹にやってほしいというものがあります。2つ挙げます。1つは、トリアージみたいな機能です。例えばあんしんすこやかセンター等で、これはどこで、障害でもどこにどう振り分けたらいいのと困ったときに、むしろそういう複合ケースに関してのトリアージの機能が基幹でできないのかとか、あるいは現に私のグループホームを卒業した方であったケースですが、計画相談員と本人の間でどうしても折り合いがつかず、計画が進まない、本人も困難を来しているというところに、基幹相談支援センターに相談はしたんですが、あっせんだけで現実に何も動いてくれなかったと。結局、最終的に私がほかの相談員を紹介して、そこにつなげたというのが結果になったんですけれども、相談がうまくいっていないケースに関して、もうちょっと積極的に仲裁に入るとか、そういう機能は基幹に持ってもいいんじゃないだろうかというのは提案としていたしたいです。

あともう1つは、多職種連携、アウトリーチについてあるんですが、これは質問になるんですが、これは専任チームという形になるんですか、それともどこかとの兼任になるんですか、これは確認してこいとうちのお仲間から言われております。

あともう1つは、別紙1です。問題認識としては、現状認識としては、確かになるほどと、こちらも納得できるものがあるのですが、今後の取り組みの方向性というところに関してわかるんですけれども、具体性というか、次のバージョンとしては、もうちょっと具体的に、いつごろまでこれをやりたいとか、もうちょっとそういう具体的なものを出してほしいというのは私個人として思いました。

大分長くなりましたが、一応精神専門にやっているということで、今回はちょっとたくさん発言させていただきまして、よろしく願いいたします。



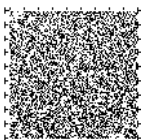
部会長 ありがとうございます。御提案もたくさんいただいているかと思うんですが、まず質問としては、この多職種連携の専任なのか、兼任なのかというところについては、まずお答えをいただきたいということでしたので。

健康推進課長 今、多職種チームの専任かどうかというところで、まず先ほども説明したように、多職種のチームは、世田谷保健所にまず設置して、行政の一部として設置します。その中で、保健師というものはおりますが、それは今既存にいる保健師で世田谷保健所にも幾名かいるんですが、精神保健を担当するので、これは専任ではなく、その仕事もつくし、ほかのこともやる場合があります。ただ、それ以外の精神保健福祉士、これに関しては、このアウトリーチ事業や法改正があった退院後の支援の計画、そのあたりを専任で行う者を配置する予定で今準備を進めています。あと、医師は常駐ではないんですが、やはり医師も必要な場合がありますので、何らかの形で医師も配置をすることを今想定して準備している。ですので、一部はもう専任でそれをやるということで御理解いただければと思います。

部会長 いろいろ御提案いただいたところについては、また今後、検討していただけるということによろしいでしょうか。

それでは、ほかにもこの件に関して、御質問、御意見がおありの委員の方、いらっしゃるかと思いますが。

委員 世田谷区の区分認定のほうの委員をやらせていただいているんですが、大体毎回十二、三ケースぐらい扱うんですけれども、その中に、大概毎回1ケースぐらい、多いときは二、三ケース、統合失調症とか精神のほうで診断名が書かれているんですけれども、絶対これは重たい自閉症の行動障害をこじらせているなというケースが入っているんですね。それについて御家族がどう認識されているのか、その支援の方がどう認識されているのか、ちょっとその意見書とかから見えてこないんですけれども、ただ、どう考えてもこじらせて



いて、しかもやっぱり発達障害とか、自閉症があると、まず環境調整というのが支援としては王道だと思うんですけども、環境調整がやられている気配がほとんどないというケースがあるんですね。

やっぱりこれを見させていただいて、先ほどトリアージというお話もあったんですけども、その辺をどういうふうに認識されているのかということをやっとお聞きしたい。現状についてそういう認識を持たれているのかということと、あとこの別紙3の中に、発達障害相談・療育センターげんきが入っていたので、これを見て私はちょっとほっとしたんですけども、じゃ、ことどういふふうな連携を考えておられて、誤診ケースだったり、発達、精神、かぶっているケースとかについて、どのような対応を考えておられるのかということをお聞きできればうれしいです。

部会長 医師の診断書の記載ということも御質問の中にあつたので、行政としてはお答えにくい内容もおありかと思うのですけれども、発達障害と精神障害、今大きな課題になっているところかと思うのですが、このあたりをどうというあたりは、事務局どこかでお答えいただくことが……。今、委員のほうから出たトリアージというようなところにも関連して御意見をいただきましたが、なかなか難しいところかなというのは、私なんかもいろんな御相談を受けていると……。

障害施策推進課長 申しわけありません。認定審査については、私どもと総合支所の保健福祉課が担当ですけれども、私もその現場にちょっと行っていないものですから、明確なお答えが……。

委員 区分認定についてお聞きしたいわけではなくて、そういった誤診ケースだったりとか、多分この精神のほうの相談に来られるケースの中には、そういうケースが非常に多いんだと思うんですね。

委員 重複も多い。

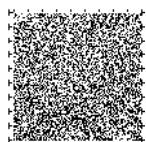


委員 重複も多いですよ。多分、区分認定云々ではなくて、相談に行かれたときに、その相談に対応される方がそういう知識があれば、それは今まで精神のほうで頑張ってきたけれども、発達のほうの支援が必要ですねという判断ができる人であれば、そこですごくいいチャンスになると思うんですよ。でも、それが無いからこじれるんですよ。だから、その今回考えられている相談機能の中に、そういったことを考えられているかどうかということをお聞きしたかったんですという質問です。

部会長 やっぱり発達障害がいろいろ話題になってくる中で、精神の捉え方も随分変わってきているなと思うのですが、本当に現場にいると、そのあたりの矛盾を感ずることって私なんかも時々ありますので。

障害福祉担当部長 今回の御質問に対して、十分なお答えは正直できないといえますか、私も知識が十分ではございません。おっしゃられるとおり、精神障害の関係と発達障害、あるいは自閉症の関係等々が、場合によってはごっちゃになっているというのも多々あるんじゃないかというふうには承知をしております。その点で、今回地域のほうでは地域障害者相談支援センターの強化ということで、精神保健福祉士も必置ということにはしましたけれども、それだけで事がおさまるわけでは当然なくて、基幹相談支援センターにおいても、先ほど専門のアドバイザーということを申し上げましたが、やはりそういった御専門の方を委嘱するような格好なんですけれども、置かせていただきまして、全体的な、やっぱり障害の内容、種類、あるいは深さというのがどんどん広がっていきまして、基幹相談支援センターでも全てのことを担い切れるわけではなくなっているという実態がありますので、いろいろと勉強、あるいは相談体制の中で、知識を提供していくとか、ノウハウを共有していくと、こういったこともしていかなければならないんだろうというふうに思っております。

とりわけやっぱり精神障害、発達障害等々は難しいんだろうと思うんです。



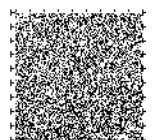
ちょっと医療関係の皆様には申しわけありませんが、私も知識が浅いんですけれども、非常に判断が難しい分野ではないのかなと認識をしております。そういった点では、経験値を上げていくということが大変必要なことではないかなと受けとめておりますので、今後、その基幹相談支援センター、あるいは地域障害者相談支援センター、こういったところでの今回強化をしていくというのは、そういった背景もありますので、ぜひ皆様方に、そういった点での知識も、あるいはアドバイスも頂戴していきながら、強化に当たりたいということを考えております。

ちょっと十分なお答えではないですが、そのような考えをとらせていただいているところでございます。

総合福祉センター所長 私どものほうで基幹相談支援センターと児童の養育をやっております。それと発達障害相談・療育センター「げんき」との連携のため毎月、連絡会をやっております、その立場からお話しさせていただきたいと思います。

今、委員がおっしゃったように、発達障害については、私どもも早期発見、早期療育が大切ということで1歳6ヵ月健診や3歳時健診の結果等から相談を受けておりますが、お子様の状態の判断が難しいところがございます、発達障害だけではなくて、やっぱり知的なおくれがあるケースもございますので、その辺の検査、それから診断等を慎重にやりながら、総合福祉センターの療育と、それからげんきの発達障害のほうの療育とで、それぞれ役割分担を決めて対応しているようなところでございます。

そういったことをやりながら、療育をやっているわけですがけれども、今問題になってきていますのは、やはり成長されましてから、発達障害の二次障害的な症状として精神障害を発症される、そういうケースが私どもの基幹相談支援センターの相談で非常に件数がふえてきております。やはり適切な支援を幼少

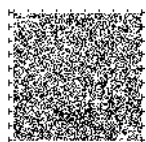


期から切れ目なくやっていくと、比較的スムーズにいったらうなと思われるケースもございますので、そういったことを踏まえながら、やはり切れ目のない支援を円滑に行っていくということを基本にしながら、先ほど部長が申し上げましたように、相談支援を継続的に行っていくという意味で、相談体制を強化していくということがまさに必要であると実感しておりますので、そういった方向で基幹相談支援センター、それから地域障害者相談支援センターの質の向上、スキルの向上を図っていきたいというふうに考えてございます。

部会長 ありがとうございます。先ほど訪問調査に行く方の質の向上みたいなことなんかもおっしゃっていましたが、今の御説明を踏まえて何かコメント……。

委員 ありがとうございます。すごく期待できるなと思っているのは、やっぱり世田谷は発達障害支援については、すごい一生懸命やってきて、先駆的にいろいろやられていると思うんですね。ここに、また精神のこのくくりの中にも、発達とのちゃんとした連携体制とか、相談支援の強化というところにそのアプローチが入っていくと、物すごく救われる人がいっぱい出てくるというふうに思っていて、先ほどおっしゃられた大人になってから精神疾患ということで来られて、実は背景に発達障害があったみたいな方とか、統合失調症というふうに診断されて、それで治療してきたけれども、実は発達だったみたいな人とか、やっぱりそういういろんな人たちを包括的にケアできるような体制をつくれるのがこれかなと思っていて、なので、ぜひそのアドバイザーだったり、いろんな人材育成のところにもその視点を入れていただければ、すごくいいものになると思うので、物すごく期待しております。

部会長 ありがとうございます。時間もかかるかとは思いますが、本当に当事者の方にとってはせっぱ詰まった課題だとは思っていますので、御検討をまたお願いしたいと思います。



委員 このアウトリーチについて1点だけ質問させていただきたいんですが、このアウトリーチは、行政として一般家庭に介入するようなことを行うのでしょうか。今、50、80問題ということで、当事者が50で、それを抱える親が80と、そういうのが常識になっていますね。二、三日前もひきこもりの男性の母親が死んでいたのが、お姉さんか何かでわかったと。そういうような何か情報をキャッチしたら、支援じゃなくて、こちらからその家庭に行って、行政的な介入というのはやっていただけるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思ひまして、声を上げさせていただきました。

健康推進課長 健康推進課のほうからお答えします。今、おっしゃるようなアウトリーチ、強制的に介入できるかというところ、非常に悩ましい部分があって、やはり基本的には、今までの新規事業ではなくて、これは今までの精神障害者等の皆さんのところに介入していることは、地区保健師活動でもう行ってきたわけですが、そこに精神保健福祉士等のまた別の視点、また医師の視点等、それがチームになってサポートするということが1つの狙い目なんですね。ですので、地区担当保健師はもちろん、そういった事情があれば、家庭に訪問するということは法で認められています。ただ、今までの経験の中でも、やはり本人や御家族の同意、そういったものがないとなかなか入れない、またそこを、警察等々じゃないので、無理に入っていくというのはなかなかできない部分もあるので、今、その範囲とそれはどういった形で対応するかに関しては、現場の総合支所の保健福祉センターの職員と保健所等が、今その辺の細かいところの詰めをちょうどやっているところでございます。ですので、その対象となるところがどうかというところはまだ今明確に言えませんが、やはりまず基本は御家族、あと御本人の同意、そして先ほど言った手帳を持っている方だけに介入することではなくて、未治療の方や、あと治療中でもある方でやはりその地域の中でということも1つターゲットにしていますの



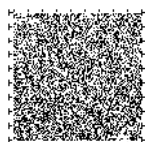
で、そのあたりをターゲットにしながら、あとは介入の方法はどういった形でというのは、もうちょっとお時間をいただいて、今ちょうどそこをまさに検討しているところです。

部会長 ありがとうございます。先ほどの新聞報道のようなことだと、これは虐待対応にもなって、また介入が違ってくるのかなとも思いましたが。

委員 今、精神障害施策の充実と、それから相談支援のことについてお話がありましたけれども、私は障害者自立支援協議会の会長を務めさせていただいておりますので、まさにこの相談支援のところの本当に最前線の皆さんのお姿をよく見させていただいています。

今回の機能強化については、私は基本的にこの方向でということ非常に喜ばしく思っています。相談支援の質の向上であったり、あるいは専門性の向上ということについては、まさに今、委員がおっしゃったことというのは、多分その質であったりとか、専門性の向上への期待だと思っんですね。それをこの先の5年間、これからは地域センター5年間ということでもありますけれども、ここでどういうふうな担い方ができるのかというのは、まさに僕は宿題をいただいたなというふうに、自立支援協議会の立場で思っています。ぜひこの相談支援というものが、5地域センター、1基幹センターだけで完結するわけでは当然ありませんし、そのあたりのところをほかの相談支援機関であったり、あるいはさまざまな団体と、やっぱり本当に地域として支援体制をつくっていくということがこれから必要になってくるんだなと思っています。

ただ、私、この世田谷の90万という町の中で、こういった形の5地域とそれから1基幹という仕組みは、やっぱりこれからもますます強化していただきたいというふうに思っています。近隣の区などを見ても、ここまでの充実さは僕はないと思っています。人口規模として近隣の区で大きなところもありますけれども、例えばここに地域センター、私は実は地域相談支援センターのことを

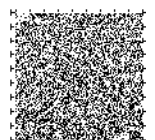


ミニ基幹センターだというふうに位置づけて、個人的には思っているわけなんですけれども、そこが5.5で、それから基幹のところもまたふえていくということ、充実していくということであると、多分そういった形での計画相談とか、委託相談以外のところでの相談をしっかりと受けとめていく場というのがあるのは、僕は世田谷の相談の地区、それから地域、全区という3層構造を考えると、やっぱりとても大きな進歩だというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、いろいろな課題は僕はあると思います。でも、そこを皆さんと一緒につくっていくという部分では、私は区の立場ではないんですけれども、相談支援をやはり最前線で考えていく自立支援協議会としては、ぜひそういったことを皆さんと分かち合いながら進めていきたいというふうに思っています。何だか決意表明みたいな感じなんですけれども、皆さんで相談支援を育てていただきたいというのが、僕の思いでございます。皆さんの意見をしっかりと受けとめたいと思います。ありがとうございます。

部会長 今、委員が決意表明をしてくださったところで、割とほかの自治体なんかを見ていると、推進協議会と自立支援協議会が情報共有をしているというのがあると思うのですけれども、今までのこの協議会に余り自立支援協議会の状況というのが伝わってこなかったかなみたいな思いもありまして、ちょっとそのあたりまた事務局のほうで工夫をしていただけるといいかなと、決意表明を聞いて思った次第です。

委員 本日、精神障害者の施策について議題にさせていただいて、検討していただくというのは、委員からもありましたように、私もうれしいなと思って伺っています。ただ、今、ほかの委員の方からの御意見がありましたように、これが完結ではなく、ここから多職種連携等でその障害を超えて、共同で相談をしていく、検討していく、そして今回も出ていますけれども、そういった専門の方を育成していくということが今後必要になるということの今回提示ではな

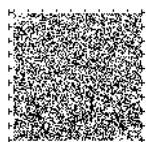


いかというふうに思いました。障害を超えてといっても、やっぱり精神は精神の専門の知識、技術というのはとても必要だと思いますので、そういった人材育成というところにも今後力を入れていくというふうにおっしゃっていただいていますし、多職種チームでということもおっしゃっていただいています。確かに5.5人が適正かどうかというのも、今後のその内容と専門的にできればできるほどもっと充実してというのは、確かに必要になってきますし、精神はおくれているというのは、世田谷区ではなく、全国的に日本の中ではありますので、充実を図っていただきたいというふうには思いますが、これをその1つの基盤というか、視点にさせていただいて、そこから先生方、委員の方、いろんな意見を踏まえて、今後、さらにその発展していただくというのがいいなと思って伺いました。

また、今回ははっきりはおっしゃっていなかったかと思いますが、御家族の方への支援ということも世田谷区ではすごく大事にして進めていらっしゃるというのは、ふだん、会議等を聞いていて、伺って、認識しているところです。そうしたところで、もし何か追加で御説明いただけるのであれば、教えていただければというふうに思いました。

部会長 御家族の支援のあたりでは何か。

健康推進課長 今回の検討の精神障害者施策の充実の中で御説明したところの相談機能の強化検討専門部会、こちらのほうでは、やはり今の委員のおっしゃった話についても検討事項で、ちょっと別紙1をごらんいただけますでしょうか。これはまだ中間まとめの段階ですので、それをより具体的にしたのですが、その途中の段階で、今後の取り組みの方向性の図のほうに、1では、先ほど申し上げた現状の3つの課題で整理したその途中の経過を説明していますが、2の中には、その他の取り組む課題として、当事者や団体からの要望等への対応を踏まえ、以下の2点についても継続課題としていきますよと。こちら



はまだ十分にはこられていないんですが、我々区としても認識しているという2点が、そこにある精神障害者や家族のための休息の目的の、要はレスパイトの場所が必要だというような御要望もいただいております、やはりこういったことも今後はどういった形がいいのか、まだ具体的なものまではいっていませんが、まず課題として区は認識しておりますので、今後もこのあたりは継続として課題を、また皆さんの御意見なども伺いながら検討できればと考えております。

家族の皆さんのことに関してはこういうところで一応残しておりますので、今後もまた御意見等をお聞かせいただければと思います。

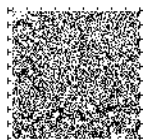
部会長 ありがとうございます。

ほかにこの議題に関連して何か御意見がおありの委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、またもし何かつながってありましたらで、3番目に、医療的ケアの連絡協議会について御報告をいただければと思います。お願いいたします。

障害施策推進課長 障害施策推進課から報告をいたします。世田谷区医療的ケア連絡協議会の設置についてでございます。

世田谷区では、平成24年から、世田谷区医療連携推進協議会障害部会ということで、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の御協力もいただきまして、医療的ケア児の支援などの協議を行ってまいりました。平成28年の児童福祉法の改正によりまして、各自治体において、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携促進に努めることとされ、その中で協議の場の設置ということが求められましたので、従来の医療連携推進協議会障害部会を医療的ケア連絡協議会に改め、委員の構成も強化して、今年度からスタートいたしました。なお、本区におきましては、障害児、子どもに限定せず、医療的ケアが必要な成人の障害の方も含めて医療的ケアの対応というこ



との協議を進めてまいります。

なお、これまでの医療連携推進協議会障害部会での取り組みとしては、医療的ケアに関する実態調査、ガイドブックの作成、今年度は訪問看護ステーションの看護師さんを対象とした研修等も計画をしております。

2の協議事項としては、世田谷区内における各機関の取り組みに係る情報共有、医療的ケア児者と家族支援に関する施策の充実に関することを協議事項としております。

委員の構成は別紙をごらんいただければと思います。

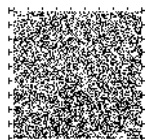
7のところに、既に今年度は8月に第1回を開催いたしまして、議題としていたしましては、区における医療的ケア児者の支援の現状の御説明、東京都、国の取り組みの状況についての御説明をさせていただいて意見交換をさせていただきました。

裏面をごらんください。 のところでございますが、その中での意見交換の内容としましては、今回、医療的ケアのお子さんをお持ちの保護者の方も新たに委員に加えましたので、その方からサービス利用がしづらい実態の改善についての御意見、関係機関の方からは行政による計画的な人材育成の必要性や災害時の対応というようなことと、訪問看護師の不足への対応、医療的ケアに対応する相談支援の充実についてなど多岐にわたる御意見をいただいております。年2回程度の意見交換の中で、施策に反映できる部分は反映ということで、本協議会を進めてまいりたいと考えております。

資料4のほうはごらんいただければと思います。

御説明は以上でございます。

部会長 ありがとうございます。また世田谷らしく新しい取り組みにチャレンジをしてくださっているなと思いましたが、今の御説明をお聞きになって、御質問、御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらば、お願いを



いたします。

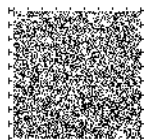
医師会関係で、何か補足していただけるようなことはございますか。

委員 世田谷区医師会です。先日もその会合がありましたが、世田谷区では成育医療センターの附属の施設で障害を持ったお子さまの施設があります。障害を持ったお子さまも、やはりいずれ大きくなり成人になっていくということで、我々で言う小児科の領域から内科の領域に移っていきます。そうすると、最終的には内科的なケアということが必要になってくるので、地域の中でもそのような観点で我々も活動しなければいけないというふうに思っております。今回のこの障害施策の中の医療的ケアは、医療的ケア児ではなくあえて医療的ケアとおっしゃっていましたが、そのような大きな範中での取り組みというふうに理解していただければと思っております。

部会長 ありがとうございます。医療関係の方の御協力が本当にまた大きなポイントになってくるかと思いますが、委員、何かございますか。

委員 今、委員がおっしゃったように、私は玉川地区ですので、成育センターは割と近いところがございます。私は歯科なものですから、歯科に関しての連携は最近密にとらせていただいて、だんだん先生方と顔の見える関係になってきてはおります。

先日ですけれども、私も2人ほど成育医療センターのほうから患者さんを紹介していただきまして、あちらの歯科の口腔外科のほうから、どうしても町の歯科には行けないというお子さんがいらっしゃるものですから、そこに訪問してちょっと診てくれないかというので行ってまいりましたけれども、ああいうお子さんたちの特性としましては、やっぱりどうしても御自分の家のほうが一番安心されて落ちついて診療ができるという体制をとらせていただいておりますので、徐々にそういう患者さんがふえてきて、連携を取り合っている状況になっておりますので、だんだん、だんだんふえてきて連携がとれると思いま



す。

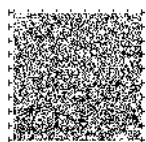
部会長 在宅まで行かれて、本当に世田谷らしいきめ細かい医療が行われているなと思いました。ありがとうございます。

薬剤の関係では。

委員 私たちは、やはり処方せんに対する対応なんですけれども、お母様、お父様がいらっしゃったときに、要はお医者さんに言えないこと、相談したいんだけど、言えなかったことというのは、結構薬局の薬を待っている間にお話しされたりすることが多いので、先生の文句はしょうがないですけれども、そういうのじゃなくて、医療的なものとか、こうしてほしいんだけどもなというのは、できるだけ先生にフィードバック、病院にフィードバックするような感じで、当たりさわりなくなってしまうんですけども、そんな感じでフィードバックして、それがうまくその子のため、その親御さんのため、家族のため、地域のためにプラスになればいいなと思い、非力ですけれども、やっております。

部会長 専門職のほうも顔の見える関係ができていっただけに、いっつながらができていっただけかなと。

木村委員 ありがとうございます。きょうこの議題を拝見して、精神の方たちと、それから医ケアの方、これがメインにぼんと出ていまして、前に精神の方もこういうふうに出たときに、たしか今までこういうふうには精神というものが出なかった。でも、ここでそういう議題が出て、すごくうれしいということをおっしゃっていたんです。医ケアのほうでも、やはり医ケアという言葉がここ何年かで非常に出てきて、新聞にもよく出るし、こうやってこういう場でも医ケアという言葉が、本当にうれしい限りなんですけれども、きょう、先生方が大分、この名簿を拝見して、うちの代表も出ていっただけなんですけれども、これだけのメンバーを世田谷区にそろえていただいて、本当にありがたいと思



ます。

きょうはそちらの精神の方のいろいろ意見が交換できたんですけれども、余りにもちゃんと、文句のつけようが何にもなくて、これから先、梅ヶ丘のほうのこれで意見が出るかと思えますけれども、今は非常に満足しております。これを帰って報告したら、きっとこれだけ医ケアということで言葉がたくさん出たということを言いますと、ほかの会員たちも非常に喜んでくれると思えます。ありがとうございます。

部会長 ありがとうございます。やっぱり世田谷は成育医療センターがあることがいろんな意味で推進力にもなっているのかなと思えますけれども、また全国的にもこういう注目される事業になると思えますので、この医療的ケアに関して、何かほかに御意見とかおありの委員の方はいらっしゃいますか。

委員 ありがとうございます。肢体不自由児（者）父母の会です。医療的ケア児者支援についての意見交換内容というところをちょっと見ていました。それで、災害時の対応についてというようなことも保護者の団体のほうから意見が出ましたというふうにさっき説明をいただいている、災害時の対応というのは、多分個別支援、避難支援計画ということもあるかと思えますが、ちょっと思っていたのは、どこで災害に遭うかわからないので、なるべく早いうちに医療情報の共有化というようなことが進むといいなという希望を持ちました。

部会長 また大事な御指摘をありがとうございました。

委員 玉川医師会です。今ちょうど情報の共有という発言が出たのですけれども、つい昨日、東京都医師会と意見交換がありまして、電子カルテ、カルテの共有ということが実は東京都で進んでいます。これを東京総合医療ネットワークといっております。実際、個人、クリニックレベルではないのですが、病院間で電子カルテで、大体6割から8割ぐらいの基幹病院の中で、患者のもちろんID、生年月日等がひもづけられての確証が得られるとう条件のもととい



う限定的なものです。例えばある世田谷区在住の方が八王子に行ったときに何か問題が生じた。そういったときに八王子の基幹病院で、もともといる病院、例えば成育医療センターにかかっているといた患者さんがいるとわかった場合には、病院間で確認がとれ次第、そのカルテの内容を見られる、閲覧できると、それは個人情報保護の確証が得られている段階で、近々始まる状況にあります。一応補足としてお伝えさせていただきます。

委員 それは例えば今、成育では、成人になると肩たたきでほかの病院へ行ってくださいみたいなことになっているんですけども、その場合、成人になった、いわゆるほかに移る場合、そういうふうにカルテがそのところに行くとか、そういうことはまだ。

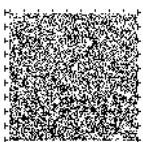
委員 これはあくまでもカルテの閲覧であって、かつその電子カルテが、主な電子カルテのシステムというのは幾つかあって、それが備えられているということと、あと基幹病院であるということ、それに限定されているところからこれから広めているということで、紙カルテの場合はちょっと難しいのですが、そういうところがこれからの問題、課題もありますけれども、広まっていくだろうということです。現状の報告です。

部会長 ありがとうございます。東京都のレベルでそういう情報の共有とかがなされているというのは本当に心強いことで、またよろしく願いいたします。

委員 (2)と(3)のところと少し共通する発言になるんですけども、よろしいですか。

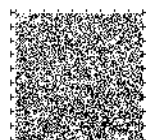
部会長 どうぞ。

委員 と申しますのが、障害者の相談支援体制の強化や、いわゆる医療的ケアが必要なお子さんへの取り組み、ここに共通することとして、相談体制を強化したり、専門性を向上するというのは非常に大事なことで、いわばそれは垂



直方向の進展だと思っんですけれども、と同時に、水平展開というか、なかなか相談支援で水平展開といってもイメージが難しいとは思っんですけれども、例えば先ほどの多職種連携でいえば、スーパーワーカーをつくってもしようがなく、それよりは連携をして広げることで、結果的に専門性を高めるという視点が非常に大事になってくるのではないかなと。そうなりますと、もちろん精神、発達障害、あるいは医療的ケア、ここでのスペシャリストが必要なんですけれども、さらにそこを向上させていくためには、もう1つ水平展開のところ、単に我が事と思いましょうというレベルではなくて、いろんな専門職やかかわりのある人が、もしかしたら自分の領域のことかもしれないとか、あるいはそういう意識を持ちながら水平展開をしていくという姿勢や仕組みというのは非常に重要な気がいたします。

先ほど訪問のチームのお話ありがとうございました。ここも構成メンバーは決まっておりますけれども、さらにそこで重要なのは、コーディネートをしていく役割で、私はどなたがやってもいいとは思っんですけれども、コーディネートしながらも結びつけていく力をそれぞれメンバーの方にお持ちいただくというような視点、これもまた水平展開というか、もう1つはやはり、これはもうちょっと地域福祉課題になるかもしれませんが、精神障害の方の地域移行だとか、発達障害のある方の生きづらさへの支援だとか、医療的ケアを必要とする人たちへの対応というのは、関係者にとっては非常に意識化されているわけなんですけれども、やはりそれ以外の住民の方にどれだけ浸透しているかというところ、大変さはわかるんですけども、まさか自分のところで余り関係ないやというところがすごく多くて、これもその方たちに勉強していただいて、あしたからすぐに医療的なケアを担っていただくというのはとても無理だと思います。しかしながら、そういうところを支えていくものとして、やっぱりその問題の当事者であるという観点でかかわっていただくような、1つ専門性を高くし、強化



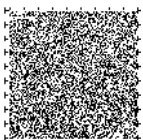
をすると同時に、ちょっと水平展開の部分というの、余りうまく言えないんですけども、考えとしては、今後の展開に必要ではないかなということで述べさせていただきました。長くなって済みません。

部会長 委員、ありがとうございました。難しい課題ではあるけれども…
…。

障害福祉担当部長 ありがとうございます。今、水平展開という御指摘がございました。1例、2例ちょっと申し上げさせていただきますと、これが委員のおっしゃることにつながるのかどうかというのは微妙なんですけれども、医療的ケアのお子さんの支援ということについては、私ども区の取り組みというよりは、成育医療研究センターさんの取り組みになるところがあるんですけども、例えば研修会を開催しますと、そのかかわっていらっしゃる先生方だけではなくて、募集をしますと、今訪問看護師さん、あるいは薬剤師さんとか、あるいは専門の相談員とか、かなり幅の広い方々が手を挙げてそういう研修を受けていただくような形になってきているということを伺っております。

区のほうもそういった観点から、成育さんにお任せしっ放しじゃなくて、この横、水平展開ということでかかわっていただく方を広げていくということで、来年度そういった取り組みに予算をつけていこうというようなことも今考えさせていただいているのが1点。

それから、もう1つは、地域福祉というお言葉もありましたけれども、世田谷区は先ほど地域包括ケアの地区展開という言葉を使わせていただいておりますが、27の地区で福祉の相談窓口というふうなことを設けつつ、まちづくりセンター、それからあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、これが三位一体になって、相談であったり地域づくりと、福祉の地域づくりです。こういったことに組みませてもらっていておまして、そういった中で、例えば精神の関係の方、あるいは医療的ケアのお子さんでもみんなそうなんですけれども、障



害ということについて、地域の中で理解を深めていただいたり、地域の皆さんで何ができるかということを考えていただくと、こういうことも取り組ませていただいておりますので、委員の御指摘のところも踏まえつつ、障害福祉部門も総合支所と連携して、この点についても取り組ませていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

部会長 ありがとうございます。私も委員の御意見を聞きながら、例えば差別解消法との関連なんかで商店街の方にアプローチしているとか、ああいう世田谷独自のまちづくりとの取り組みみたいなことなんかも、今おっしゃった水平というようなところにかかわってくるかなと思いましたが、また世田谷らしい展開をしていけますように、委員の皆様、またいろいろお知恵をいただければと思います。

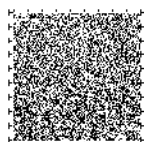
それでは、次の4番目にまた大事な梅ヶ丘の拠点整備事業についてということで準備をさせていただいておりますので、御報告をお願いいたします。

梅ヶ丘拠点整備担当課長 それでは、梅ヶ丘拠点整備事業につきまして御説明させていただきます。

これまで適宜御報告させていただいておりますが、今回、区議会のほうに御報告させていただいた内容等につきまして御報告させていただきたいと思っております。

資料が多くて申しわけございませんが、初めに、後ろから2枚目のA3の参考資料2をごらんいただければと思います。こちらは梅ヶ丘拠点全体のスケジュールになっております。中央の30年度に矢印線の入っている部分がございます。本日の報告がこの矢印の部分になります。その他参考資料1の公共施設の相関図、参考資料3の梅ヶ丘拠点全体概要の参考資料につきましては、適宜御参照いただければと思います。

それでは、最初の資料にお戻りいただきまして、梅ヶ丘拠点の検討状況につ



いて御説明いたします。資料5 - 1 - 1、A 3の資料をごらんいただければと思います。こちらは区複合棟に入る保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンターなど各施設の現在の検討状況及び運営経費の概算についてとなっております。内容については記載のとおりですので、御確認いただければと思います。

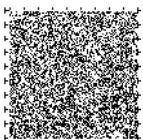
次に、資料5 - 1 - 2、次のページです。A 4の資料になります。こちらをごらんいただければと思います。こちらは民間施設棟の現在の検討状況でございます。民間施設棟で実施される事業につきましては、2に記載のとおり、高齢者支援施設につきましては一般財団法人の脳神経疾患研究所、障害者支援施設は社会福祉法人の南東北福祉事業団が運営してまいります。内容については記載のとおりです。

裏面をごらんいただければと思います。3でございます。高齢、障害施設の入所などの募集を含めたスケジュールについては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料5 - 2をごらんいただければと思います。愛称の決定についてになります。こちらはA 4の資料になります。3月から5月1日までの募集で、108件の応募がございました。

裏面をごらんください。5の選定の考え方に基きまして、6、選定方法にありますとおり、地元町会や商店街、福祉団体の代表などで構成する地域交流会議準備会におきまして、候補作品を選定しまして、その中から覚えやすさや呼びやすさ、愛称の意味などを総合的に判断しまして愛称を決定いたしました。

愛称名は、7にありますとおり、「うめとぴあ」となりました。意味といたしましては、梅ヶ丘の「うめ」、ユートピアの「とぴあ」をつなげた造語で、梅ヶ丘拠点が世田谷区の理想郷になりますようにという願いが込められており



ます。

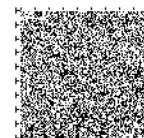
現在、ホームページに掲載し、今後、梅ヶ丘拠点のニュースを発行しまして周知を図ってまいります。

続きまして、資料5 - 3をごらんください。世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例についてです。

A 3の次の別紙1が補足説明資料、その次の別紙2が条文になっております。本条例は、梅ヶ丘拠点整備プランに基づきまして、区複合棟の中に入る保健、医療、福祉の各施設が総合的に連携し、一体となって区の地域福祉の推進に寄与することを目指しておりまして、複数の施設事業を1つの設置条例として定める初めての条例となります。その目的実現のために、梅ヶ丘拠点内の各施設機能と協力連携する運営の原則などを定める世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の案を第3回区議会定例会に御提案させていただいて、議決をいただきまして、10月1日に公布されました。

次に3、条例の概要でございます。(1)施設の名称につきましては、これまで区複合棟という名称を用いておりましたけれども、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として地域福祉の推進に寄与するという当施設の目的を示すため、また、世代や障害の有無を超えた多様な交流を生み出す場としての機能を示すため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザとするものでございます。

次に、A 3の別紙1の資料、右側の四角枠内、拠点運営の全体調整をごらんいただければと思います。運営に当たりましては、拠点内の各施設での多様な事業を取りまとめるとともに、各関係機関や地域とのネットワークを構築する全体調整機能が必要になってまいります。全体調整機能につきましては、区が担い、地域保健福祉審議会での専門的、全区的な視点からの御意見と地域交流会議での地域住民、利用者の視点からの御意見を踏まえまして、運営協議会において実施する事業等を検討し、全区をリードする取り組みも含めて検討する



とともに、民間ノウハウを活用しながら運営を図ることとするものでございます。

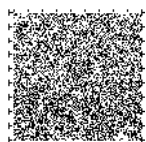
次に、総合プラザの施設についてです。A 3の裏面の右側、施設の概要をごらんいただければと思います。区民が利用する施設、区民活動支援会議室、研修室、喫茶室、駐車場を規定しております。会議室及び研修室につきましては、記載のとおり、使用料を規定しております。金額につきましては、行政財産使用料条例の基準に基づいております。研修室につきましては、研修事業等のために使用していない時間に限りまして、区民に貸し出しを行うことといたします。また、喫茶室の運営に当たりましては、障害者等の雇用を行ってまいります。

次に、資料5 - 4をごらんいただければと思います。福祉人材育成・研修センターの事業実施に向けた基本方針の策定についてでございます。

主旨としましては、2020年4月より実施する福祉人材育成・研修センターの運営の基軸となる基本方針を策定いたしましたので、御報告するものでございます。

検討の経過です。平成25年6月策定の梅ヶ丘拠点整備プランの機能の1つとして、本年2月に基本方針素案をまとめ、区議会に御報告いたしました。本年5月からは基本方針素案をもとに、学識経験者4人を含めたアドバイザー会議を3回開催しまして、さまざまな御意見をいただきながら、基本方針のまとめに向けて検討を進めて、9月に基本方針を策定し、区議会に御報告させていただきました。

基本方針についてですが、別紙A 3の基本方針概要版と別冊の基本方針を冊子にまとめております。説明の前に、こちらの裏面の4に素案からの主な変更点を記載しております。お示しの基本方針につきましてはこちらを反映しております。



それでは、別紙 A 3 の基本方針概要版で御説明させていただきます。まず、左側の枠の 1 の経緯は、先ほど御説明したところです。(3)の検討においては、各分野の個別計画に示される課題に対応するため、対象分野を子ども・子育て、保健医療にも広げていくこととしております。

中央の枠、2 の課題でございます。課題では、保健医療福祉総合計画及び各個別計画における主な福祉人材の課題を記載しております。特に四角枠内 2 つ目の丸にありますせたがやノーマライゼーションプランも重要な課題と捉えております。

その下の枠、3 のセンターの目指すものとしまして、この間のアドバイザー会議での意見を踏まえまして、育てる・育つ、つながる・つなく、知る・伝えるの 3 つの目標を掲げて実施することとしております。

右側の枠、4 のセンター機能としての 7 つの機能による事業展開をしていくこととしております。特に 多職種連携の重要性や 地域人材の必要性、事業者や団体等への積極的な支援、福祉人材に関する情報収集、調査・研究につきまして、アドバイザー会議で御意見をいただいたものを反映しております。

裏面、5 の取り組みの概要ですけれども、対象を福祉従事者や地域の担い手などとしまして、事業範囲は専門職の知識及び技術の向上、就労支援、定着支援などの人材確保、啓発事業、調査・研究事業というふうにしております。

その下、事業構成イメージとして研修等事業、活動支援、情報収集・研究、情報発信・普及啓発ということに関係する機能、事業別に区分しまして構成しております。

その下、関係機関との連携ですけれども、全区的拠点としての連携、梅ヶ丘拠点内の連携、それから乳幼児教育支援センターとの連携などを図ってまいります。



右上の6の運営委員会ですが、学識等が参加する運営委員会を設置しまして、研修事業の見直しや研究事業についての検討、提案を受けるとともに、PDCAサイクルに基づきまして、事業改善に取り組んでまいります。

7、施設の概要については記載のとおりでございます。

先ほどのA4の資料5-4の裏面にお戻りいただければと思います。5と6にあります運営事業者の選定及び今後のスケジュールですが、現在、事業者選定を行っておりまして、結果につきましては、来年2月の議会に報告する予定としております。

説明は以上になります。

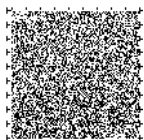
部会長 ありがとうございます。本当に人材育成までしっかり計画を立てていただいていると、お聞きして、思いましたが、それぞれの委員の皆さん、非常に関心のあるところだと思しますので、何かお気づきのことがございましたらば、御意見、御質問をいただければと思います。非常に多岐にわたっているので。

委員 梅ヶ丘拠点の研修センターの基本方針の、前も私は同じような意見の繰り返しになってしまうのかなと思うのですが、もう1回、この8月に基本方針ということである程度固まったのが出たので、もう1つだけ。

専門性向上のところに、25番、障害福祉の理解研修、あるいは24番の多職種で学ぶ医療・福祉連携研修というのはあるのですが、障害福祉サービスをやっている人間からすると、さっき言った例えば精神障害、あるいは発達障害に対する専門性の向上のための研修みたいな、もうちょっと具体的なそういう障害がある人にどう対応したらよいのかと、そういう研修は入れていただけないでしょうかというまた提案ですけれども、よろしく願いいたします。

部会長 今の御意見に対して何かございましたら、お願いいたします。

梅ヶ丘拠点整備担当課長 今、基本方針の資料1のところを見られていたと



思うんですが、その3枚後の参考1「福祉分野における主な職種、資格体系イメージ」をご覧ください。真ん中のところに「臨床心理士、精神保健福祉士」ということで、精神保健福祉士の方の研修についても充実を図っていくことを検討しております。先ほどちょっと説明をさせていただきましたが、今後、学識を含めた運営委員会というものを開催して、研修の内容について、PDCAサイクルをもって検証してまいります。今、まさにこれは方針になりますので、先ほど御質問がありましたとおり、大きな項目の内容でしか書かれていませんけれども、今実際に事業者を選定しておりますので、その中で具体的な研修のメニュー等についても図っておりますので、今あった御意見も含めまして、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

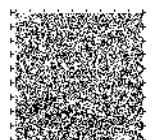
部会長 ありがとうございます。

委員 今のお話とはちょっと違うのですが、資料5-1-1で、右側にあります世田谷区医療救護本部、特にこの梅ヶ丘拠点は、世田谷区医師会さんが中心に医療の面ではディスカッションに、準備にかかわっていると思うのですが、2つ質問がありまして、1つは、災害時の司令というのは、都から区、それで区から各医療機関というような形になると思いますが、区の司令塔は、保健所、あるいは区役所じゃなくて、梅ヶ丘拠点になると考えてよろしいのでしょうか。

梅ヶ丘拠点整備担当課長 医療救護本部につきましては、保健所が中心となって今内容を詰めているところでございます。

委員 そうすると、つまり、場所の問題なのですが、今ある保健所が本部になるのか、あるいは梅ヶ丘拠点が本部になるのか。

梅ヶ丘拠点整備担当課長 梅ヶ丘拠点のところに倉庫をつくりまして、そこにこういう備蓄をしていくということになる。それからあと、研修センターとか、そういった事務室が医療救護本部として有事の際に使われるという形にな



ります。場所としては梅ヶ丘拠点が本部になります。

健康推進課長 こちらの梅ヶ丘拠点、昼間は保健センターとか、そういった部分とかは通常使うんですが、災害時には、世田谷区の医療救護本部、こちらの1階部分をそちらに切りかえるような仕組みも今調整してつくっています。そこに医療アドバイザーというのが、うちの保健所長、それから両医師会の会長が副アドバイザーとなって、そこで協力しながらやるというようなことで今検討を進めているところで、基本的にはこの梅ヶ丘拠点で医療救護本部をたち上げることで進めています。

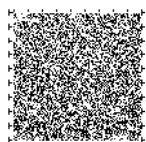
委員 ありがとうございます。では、もう1点だけ質問です。いまお話しされた点で、ほかの会議でもディスカッションがあるのだと思いますが、医療のチームとしては、世田谷区には2つ医師会がありますが、世田谷区医師会と玉川医師会、これは別個に動くのではなくて、今鷓飼さんがおっしゃったように、玉川医師会と世田谷区医師会、両者でこれは梅ヶ丘拠点の指示のもとに動くというふうに考えていったほうがよろしいのでしょうか。

健康推進課長 先ほど言いましたように、東京都から、医療アドバイザーは保健所長で、副は両医師会長にしていますので、そこで本部をつくって共同で動くということで、それはそのとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

部会長 これも大事な御指摘をありがとうございました。やっぱり災害時では、本当に今いろんなところで起こっていますので、きちんと検討しておいていただけるとありがたいと思いましたが、ほかに何かお気づきの……。

委員 人材研修センターの取り組みのことでちょっとお伺いしたいんですが、このスタートは32年になると思うんですが、事業者の選定を30年度中、2月ぐらいに発表された後に、研修センターが引き続き準備期間として1年間の猶予があった場合でも、今の成城の場所でこれを担うという意味で、準



備に向けての当然役割というような任務が、恐らく新年度については区のほうからも御指摘されて要求されていくことになるんじゃないかなと思うんですよ。というのは、いきなり32年に移行したからといって、新しいもの全てを把握して全部できるということは難しい問題だと思うんです。場所が現在の成城であっても、やれる機能はやっぱり果たさなきゃいけない、そういうふう思うんですよ。ですから、これについては新たないろんな人材のところ、先ほどもほかの委員からも御指摘、御要望がありましたけれども、やはり今までにないこういった研修のあり方ということをするには、今の人材研修センターの場と人の問題というのはどうなのかなという、ちょっと私自身はクエスチョンがある部分もあるので、それを今後32年に向けて準備を頑張っていたきたいというエールが1点目。

それから、準備状況のことをちょっとお伺いしたいんですが、32年までのタイムランのところ、区が補わなきゃいけない部分については、この前、準備説明会で今の梅ヶ丘の旧保健福祉センターの場所を使ったりいろいろ分散してやっていくということになったわけなんです、これも含めて、民間棟も含めて現在の建築状況、全く見えない立場で急に大きな建物ができ上がってきたぞという話までは聞いているんですが、民間棟も含めてスムーズに本当に移行できるものなのかということについてちょっと不安があるんですけども、それについては何か情報があったら教えてください。お願いします。

梅ヶ丘拠点整備担当課長 まず、民間施設棟につきましては、来年、31年4月に開設予定で、現在準備をしております。運営する事業者からは、現在のところ、工事についても進捗は計画どおりということで聞いておりますし、区と事業者との定期的な連絡をする場を設けてすすめております。先月もそのような場を設けまして、工事関係については着々と進んでいるというふうに聞いております。



区複合棟につきましては、1年おくれ、32年、2020年4月になっております。こちらも現在のところ、計画どおりに進んでおります。

それぞれの事業におきましては、密接に関係してくる部分が出てきますので、先ほどありました運営協議会とか、そういったものの準備を今進めているところでございます。

部会長 今、御説明をいただきましたが、委員、よろしいですか。

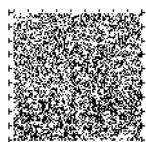
委員 大体わかりました。

部会長 あと拠点関連でこのことを発言しておきたいという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、もしまたいろいろお気づきになられたら、書面で提出するようなフォームもつくっていただいているので、御活用いただいとということで、次に、その他ということで準備をしていただいている、放課後等デイの御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

障害施策推進課長 本日、机上にお配りした放課後等デイサービスの報酬改定の状況について御説明させていただきます。これにつきましては、6月の本協議会の中で、委員より、報酬改定の関連で現状、事業者の状況がどういう状況かというような御意見をいただき、改めて御報告をさせていただくとのお答えをさせていただきました。それで、放課後等デイサービスの報酬改定の内容、現状を御報告をさせていただきます。

1つ目の報酬改定の内容としましては、従来、一律の単価設定となっていたものについて、利用者の状態像等を勘案した指標を設定し、その割合に応じて基本報酬を2つに分け、区分1が高い単価、区分2が低い単価となり、区分1のところに書いてありますような条件の割合、障害児の割合が50%以上の場合には区分1、50%未満の場合には区分2ということが報酬改定の主な内容でございます。



2つ目の区内の事業所の状況としましては、10月時点では区分1が17、区分2が17ということです。30年度の当初と異なりますのは、再判定をした場合とか、更新の時期が来て、再度判定した結果等によって変更になる方がいらっしやって、年度当初と10月では状況が異なっているということがございます。

3の指標該当判定、ちょっとこれは業界用語ですけども、障害の状態像の判定についての意見については、東京都からことしの8月にアンケートが参りましたので、世田谷区では、区内全事業所にアンケートも実施いたしまして、それを東京都に上げて、東京都はさらにそれを国に提出しているという状況がでございます。

事業者からの主な意見としては、今回の指標該当ということについては、実態と乖離している、施設の質等で評価してほしい、今回の報酬改定では収入が激減して運営が維持できない、指標該当という判定だと子どもさんが判定の見直しをするたびに区分が変わる可能性があって経営の見通しが立てづらい。療育によってお子さんの状態が改善すると、区分1ではなくて区分2になると報酬が下がるということで、一生懸命やっていると逆に報酬が下がるということについて疑問を感じる、重度の障害児の受け入れについては、基本報酬という形ではなくて、加算等で評価するのが適当ではないかというような御意見を事業所からはいただいております。

世田谷区から東京都、あるいは国に対する意見としましては、療育の必要性、支援内容については、利用者の状態像だけで決まるわけではない、これは障害の程度が重い、軽いとは別に、支援の必要性というものはまた違う部分もあるので、その指標の判定については、多面的な評価方法が必要、そういうことを考えてほしいということ、あるいは指標判定の具体的な内容については自治体ごとにばらつきがあるが、これは国からの判定の明確な基準というものが必ずしもないので、判定の明確な基準も示してほしいというような御意見を東



京都を通じて国のほうに上げている状況でございます。国では、多分全国からいろんな意見が集まって、報酬改定は3年に1回ですので、3年後に向けた検討ということはしているというふうには聞いております。

裏面は、説明は省略させていただきますが、今回の基本方針の区分における指標を判定する場合のこういう項目に沿って判定をしているということで裏面には乗せさせていただきました。

御報告は以上でございます。

部会長 ありがとうございます。今の御説明について何かお気づきのことがおありの委員の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

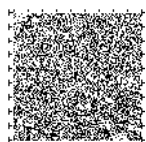
あとほかに配付資料の関連で御説明いただくようなものがございましたら、お願いいたします。

障害施策推進課長 それでは、簡単に、配付資料、事前にお送り申し上げた資料で、誰もがいつかは高齢者というものは、自立支援協議会が主催のシンポジウムでございます。今回講師として高嶋弘之様の講演と語り合いということを11月17日土曜日に予定しておりますので、御来場いただければと思っております。

また、もう1つは、世田谷区障害者施設アート展ということで、美術館での開催の御案内です。

もう1つ、東京都心身障害者医療費助成制度の対象拡大という東京都の制度ではございますが、従来の知的、身体に加えまして、新たに精神障害者の精神障害者保健福祉手帳1級該当者について、医療費助成の対象にするということで、スタートは来年の1月からでございますが、11月から受け付けを始めており、該当する方には区から御案内を差し上げております。

また、本日お配りしました資料としては、区民ふれあいフェスタ、12月9日曜日開催の御案内がございます。ぜひ御来場いただければと思います。



また、施設2カ所が新規に開設しましたので、コイノニアかみきた、ことし11月開設と、もう1つは、にこにこみやさか、10月に開設されております。

最後は、本日お配りしました東京都障害者差別解消ハンドブック、これは前回の本協議会で東京都が新たに条例を10月施行で制定する中で、東京都が新たに作成したハンドブックでございます。

配付資料の説明は以上でございます。

部会長 ありがとうございます。今の資料等について何か御質問とかがありの委員の方はいらっしゃいますか。

委員 また同じ形で御紹介させていただきます。第38回の区民ふれあいフェスタの実行委員長を拝命しております。昨年、5700人に来場いただいたんですけども、今回も区民を中心に企画を立てました。ぜひ医師会の先生方にもお願いがあるんですが、チラシを1万枚つくりました。いろいろ各団体に手分けしまして、一生懸命自分たちで手分けして配布しておるんですが、何せツールがない場面もございます。治療院とか、医院とかいろいろお持ちであるならば、ぜひ目につくところに配布して、ポスター、チラシを置いていただくような御協力をいただけますと本当に幸いと存じます。

12月9日の10時から3時まで、区民会館、中庭で、集めて頑張ってやっておりますので、お時間がありましたら、課長からもありましたけれども、ぜひ御来場いただきますと幸いということをお願いしたいと思います。

以上です。お願いします。

部会長 委員、ありがとうございます。ということで、医師会の先生方にもお願いということでしたが、委員の皆様それぞれの御関係のところに御協力をお願いできたらと思います。

それでは、まだ発言しそびれている委員の方もいらっしゃいますが、何かこのことをという情報提供とかはございますか。よろしいでしょうか。



それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。どうもお疲れさまでした。

障害施策推進課長 それでは、事務連絡をさせていただきます。

本日の議事録は、後日、出席委員の皆様に御確認いただいた後、区のホームページで公開をさせていただきます。

また、次回の本協議会の開催でございますが、来年の2月上旬を予定しておりますので、改めて御連絡をさせていただきます。皆様には、引き続きよろしくお願いいたします。

また、冒頭で御説明をさせていただきましたが、本日配付資料の中に、御意見をいただく用紙をお配りさせていただきました。後で御意見等がございましたら、こちらのほうに御記入いただきまして、ファクス等で1週間以内をめぐりに提出していただければ幸いです。

繰り返しになりますけれども、次回開催は来年2月上旬ということで御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の推進協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後8時57分閉会

